

いすみ鉄道が担う地域公共交通のあり方検討会議規約

(名称)

第1条 本会議は、いすみ鉄道が担う地域公共交通のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会議は、令和6年10月に脱線事故が発生したいすみ鉄道について、現状と課題、沿線地域の交通ニーズなどを踏まえながら、地域においていすみ鉄道が果たすべき役割やそのあり方について、多角的な視点から検討を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会議は、前条の目的を達成するために必要な事項について、検討を行う。

(構成員)

第4条 検討会議は、別表に掲げる者（以下「委員等」という。）で構成する。

2 委員等のうち、同表有識者以外の者は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。

(会長、副会長、座長)

第5条 検討会議に会長、副会長、座長を置き、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 座長は、検討会議の議長として議事を進行する。

(委員報酬等)

第6条 委員の報酬及び委員が会議に出席するために要する旅費は、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月1日千葉県条例第27号）」第3条第1項第2号及び第6条第1項の規定に準じ、支給する。

2 オブザーバーが会議に出席するために要する旅費は、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月1日千葉県条例第27号）」第3条第1項第2号及び第6条第1項の規定に準じ、支給する。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、いすみ鉄道株式会社及び千葉県総合企画部交通計画課内の共同設置とする。

(設置の期間)

第8条 検討会議の設置期間は、第2条の目的を達成するまでとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和8年5月27日から施行する。

別表

(委員)

区分	構成員
県	千葉県 総合企画部国際・交通担当部長 田中 泰史【会長】
沿線自治体	いすみ市 副市長 石野 正行 大多喜町 副町長 西郡 栄一 勝浦市 副市長 竹下 正男 御宿町 副町長 田邊 義博
鉄道事業者	いすみ鉄道株式会社 代表取締役社長 古竹 孝一【副会長】
有識者	流通経済大学 経済学部教授・大学院研究学研究科長 板谷 和也【座長】

(オブザーバー)

関東運輸局
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
株式会社千葉銀行
小湊鐵道株式会社